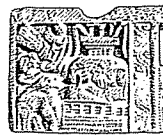


宗教団体の政治活動

政教分離原則の意味

桐ヶ谷 章



はじめに

二十一世紀を前にして、人類はさまざまな解決困難な問題に直面している。

人権問題一つをとってみても、長い間続いた冷戦構造の崩壊は、人類を核の脅威から、ひとまずは解放したものの、それによって今度は、今まで冷戦構造の陰に隠れていた、人権を巡るさまざまな問題に、人類は真っ向から直面することになった。地域・民族紛争、人種差別や難民排除、飢餓・貧困・食料問題、女性や子供の虐待、

そして環境破壊などの問題がそれである。

物質文明、機械文明の行き詰まり、政治の貧困なども指摘されて久しい。

これらの問題を解決する一つの鍵は、宗教の復権にある。なかんずく、政治の根底に、確たる哲学、宗教理念が必要とされて来ている。長い間布教活動の認められていなかった共産主義諸国においても、旧ソ連の宗教法等によって、布教活動の自由が認められるようになって来た。これも宗教復権への時代の潮流といえることができる。

ところが、宗教が政治にかかわろうとするとすぐに、やれ「政教一致」だとか「政教分離」原則に違反するななどということ、それを制限ないし否定しようとする。

特に、昨今の日本の政治状況において、創価学会と公明党の関係をめぐり、マスコミや国会でさまざまな論議が展開されている。しかし、その大半が、「信教の自由」「政教分離」の本義を弁えないばかりか、逆にその精神に逆行する乱暴な議論である。単なる誤解に基づくものばかりではなく、敢えて曲解したうえで、為にする議論を展開しているものも少なくない。否、殆んどその類いであるといっても過言ではない。これはもはや議論などといえるものではなく、単なる言い掛かり、中傷・非難以外の何物でもない。

ことに、昨今の「四月会」なる団体の動向は、「信教の自由」「政教分離」という憲法の基本原則を振りかざしながら、その実、これらの権利や原則を踏みにじり、宗教弾圧の時代を招来するのではないかとの危惧をすら抱かせる。

そこで以下において、「信教の自由」「政教分離原則」

についての正しい理解をふまえ、宗教と政治の本来あるべき姿を考えるとともに、「四月会」の問題点を指摘しておく。

一 日本国憲法と信教の自由

まず全体にかかわる問題として、日本国憲法において、「信教の自由」「政教分離原則」についてどのように規定されているのかを確認しておきたい。

日本国憲法二〇条は次のように規定している。

- ① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

また、八九条は次のように規定している。

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを支出

し、又はその利用に供してはならない。

この二〇条一項前段と二項が「信教の自由」の保障を、一項後段と三項が「政教分離原則」を各規定したものであり、八九条は「政教分離原則」を財政的側面から重ねて保障したものであるとされている。

この信教の自由・政教分離の原則を獲得するまでには、人類の並々なぬ血と汗が流された。日本においては、つい半世紀ほど前まで、国家神道のもとでこの信教の自由を初めとするさまざまな人権が抑圧され、多くの悲惨な体験をしてきた。

このような苦い歴史的体験に対する反省のうえに立つて、第二次大戦後制定された日本国憲法において、信教の自由の保障および政教分離原則が規定されたのである。

二 信教の自由と宗教団体の政治活動

1 「信教の自由」の内容——通説

二〇条一項前段で規定される「信教の自由」の保障の要点は、国家が国民の宗教生活に干渉・介入したり、ま

してや弾圧したりしてはならないということであり、その具体的内容としては、一般的には次のように理解されている。すなわち、

- ① 内心における信仰の自由の他に、それを外部に表現する自由として、

- ② 宗教的行為の自由（礼拝、祈祷、宗教上の儀式や式典などを行ったり、それに参加しあるいは参加しない自由）。

二〇条二項は参加しない自由を注意的に規定したもの、

- ③ 宗教を宣伝、布教する自由、

- ④ 宗教的結社の自由（布教や信仰心の向上のため、結社すなわち宗教団体を作り活動する自由）

を含む、とされている。⁽¹⁾

2 ウェーグルの見解

近時においては、右のような通説的見解に加えて、「ある宗教的信仰をもつ市民が、主権者、いいかえると憲法制定権者としての立場に立って、国法の定立その他の公共的活動に参加する自由」も信教の自由の一内容として含ませようとする考え方が有力に主張されている。

すなわち、ウェーゲルは、信教の自由の内容として、「個人的信教の自由」、「教會的信教の自由」（これらの内容は、従来の説明でも含まれている）と共に、「市民的信教の自由」という項目を付加し、「(1)道徳や神にたいして責任を負って、国家を保持し、そのため積極的に市民的活動に参加する自由、(2)信仰の名において、国家の活動や要求を否認する自由（すなわち、良心的反対の自由）などを含む」としている。⁽²⁾

相沢教授は、ウェーゲルのこの見解を高く評価し、「ウェーゲルの見解による市民的信教の自由とは、けっきょくある宗教的信仰をもつ市民が、主権者、いいかえると憲法制定権者としての立場に立って、国法の定立その他の公共的活動に参加する自由である。そして、宗教的信仰をもつ市民が、公権力の活動や要求を批判し、さらにすすんでこれを否認する自由である。このばあいその市民は、公権力、ことに国家権力にたいして能動的關係に立つことになる」としている。⁽³⁾

伝統的には、信教の自由について、人間の内面的信仰の自由を重点として、外部的のひろがりについても、せい

げられる。

十八、九世紀における人権思想の発生、そしてそれを思想的バックボーンにした市民革命とおし、さまざまな人権が獲得されてきたが、その先駆的、中心的役割を果たしたのが、信教の自由を獲得するための闘争であった。

近代市民革命をととして獲得されてきたさまざまな基本的人権は、個人の尊厳に目覚めた市民が、絶対主義体制の下にあって、国家権力との長い闘争を経て獲得したものである。この絶対主義体制の下では、国家は教会の権威と結びつき、国民を外的・世俗的側面からだけでなく、内的・精神的側面からも支配していた。そのような桎梏からの解放が、基本的人権獲得の大きな契機となったといえる。その中心的課題が「信教の自由」の獲得であったことは容易に理解しうるところである。「信教の自由」が近代における基本的人権の先駆的、中核的なものであるといわれるゆえんである。

いずれにせよ、この時代における基本的人権は、主として、国家から何ら拘束、制約を受けないという自由、

ぜいそれを外部に表現する自由という限度で説明されてきた。しかし、現代の社会にあっては、信教の自由を個人の内面的信仰の自由を中心としてこれを把握するだけでは、もはや十分なのではないかと考えられる。

かつては、内面的信仰の自由さえ保障されていなかった。そのことを考えれば、信教の自由が獲得された当初において、それが内面的信仰を中心として考えられたことは当然であり、それでよかった。しかも、当時は個人主義的色彩が強く、国家についての見方も、ラッサールのいった「夜警国家」であつたので、個人の生活は、政治権力と余り関係をもたずに営むことも可能であつた。そのため、信教の自由を、人間個人の内面的信仰の自由として考えれば、それで信教の自由を保障した趣旨は十分に満たされたのである。しかし、現代社会にあっては、様相が一変してきている。以下、幾つかの視点からこのウェーゲルの見解を検証してみたい。

3 人権観の変容

第一に、社会国家思想の発展による人権観の変化があ

いわゆる「国家からの自由」が主体であつたといえる。また、平等の概念も、単に身分による差別がなく、人間はだれでも等価値に扱われなければならないというものであつた。これは、いうなれば「形式的平等観」といえる。

ここにおいては、国家が国民生活に干渉することなく、国民の自由権をどこまでも尊重することが、最大多数の最大幸福を実現することであると考えられていた。この時代における自由権を、「自由国家的自由権」ということができる。それはそれで、この時代においては大きな役割を果たしたことはいうまでもない。

ところが、資本主義の進展にともない、自由権の保障は、多くの場合、経済的強者の経済的自由の拡大の役割を果たし、それは他面において、他の経済的弱者の経済的自由はもとより、ひいては、広く自由一般の制限をもなうという傾向を示すようになってきた。また、平等といつても、経済的強者と弱者のあいだでは、おのずと後者は前者のいいなりにならざるをえず、当初予想されていた平等とは違ったものとなつていった。

すなわち、一見形式的には、万人に自由を認め平等を保障するといっても、実質的には、多くの者の自由を圧迫し不平等を強いる結果になってきたのである。

このような事態に対する反省から、二十世紀に入り、社会国家思想の発展がみられるようになってきた。国家は単に傍観しているだけではなく、弱者に対しては積極的に手を差しのべ、強者と対等な地位にまで高めることである。それにともない、国民が国家に対し、そうしたことを要求する権利を保障する必要があるとして、国家に対して一定の行動を要求する権利、いわゆる「国家への自由」が、新たに人權のカタログの中にとり入れられるようになってきた。「社会権」ないしは「社会国家的自由権」といわれるものの登場である。

これらの権利が新たに獲得されたことにともない、本来自由国家的自由権としての自由であったものの内容にも、若干の変容が加えられるようになった。

すなわち、自由の概念の中には、単に国家からの自由のみならず、国家に対する積極的行動を要求する権利な

いし自由も含まれるようになったといえる。そして、この変容は主として経済的自由の側面において現れているが、精神的自由の面においても同様に現れてきたといえる。

4 社会の複雑化と政治化現象

加えて、今日の社会は、高度に複雑化し、人間の生活もそれに比例して複雑化してきている。今や、社会と無関係に人間が生活することは不可能であり、人間の生活は社会の動向に強く影響されざるをえない。

信教の自由も、以前のような、完全に個人主義的な自由国家的自由権としての側面ばかりでなく、その社会的側面も重視されるようになってきた。

さらに現代は、政治化現象といわれるごとく、人間の生活のすみずみまで政治が入り込み、大げさにいえば、人間の一手一投足まで、政治的效果を有するに至っているといっても過言ではない。このような社会においては、人間の生活は、個人的意味と同時に、社会的・政治的意味を持つものになるといえる。したがって、人間の

生活の一場面である宗教的生活も、おのずから社会的・政治的意味を持たざるをえないし、また社会・政治によって、影響されざるをえなくなってきた。

このような状況の中にあつては、信教の自由を個人の内面的信仰の自由の問題としてのみ考えることは妥当ではなくなってきた。今仮に、信仰の持つ個人性、内面性の故に、信仰を持つ者が、核兵器の問題や人権抑圧の問題等に発言を許されないとしたら、もはや、その人にとって、信仰は何も意味を持たないといわざるをえないのである。⁽⁵⁾ 今や、信仰が信仰でありうるためには、個人の内面的信仰を基にして、その宗教的信念が、社会的ないし政治的な行動となって表現されねばならないといえる。

このことについて、たとえばドーソンは次のように述べている。

「今日の宗教と一世紀以前の宗教とを比較してみると、宗教家の考え方に経済的政治的な問題が次第に重きをなして来たことをその特徴とする如き、社会的態度の著しい変化に注目せざるをえない。十九世紀においては宗

教は一般に、個人の良心に関する一私事と考へられてゐた。宗教とは人間の靈魂の救済に関する問題であつて、人間の経済上の諸関係とも、社会的政治的理想とも関係するものではないという風に考へられた。今日では大抵の人々は宗教が社会生活に必然に影響せざるをえないものであることを感じてゐる。宗教的情操を有つといふだけでは充分ではない。社会的経済的生活が全体として非宗教的な原理に基づいてゐる限りは、私生活において宗教的であることもできない。要するにキリスト教の領域は人生の一部ではなくて全部であること、吾々に必要なものはキリスト教的文明であることを感じてゐる。⁽⁶⁾

したがって、現代においては、あたかも内心の自由が表現の自由をとまなつてはじめて完全なものとなるように、信教の自由も、宗教的信念を社会的行為に昇華させる自由をも含んだものでなければ、完全であるとはいえないと考えらる。

このように考えるならば、先に述べた、ウェーゲルおよび相沢教授の考え方は、まさに信教の自由の当然の帰結であるといえる。

5 ガンディーの宗教観

やや観点は異なるが、非暴力主義でインドを独立に導いたマハトマ・ガンディーが、宗教が人間社会の万般を潤していくものであることについて述べたエピソードとして次のような話がある。

「あるとき、一人の崇拜者がガンディーに、あなたほどの敬虔な信仰者なら、いつまでも世俗の政治などにかかずらっていないで、自分の魂の解脱の問題に専心してはどうですか、と進言したことがあった。そのとき、彼はこう答えたという。

——私は、宗教というものを諸々の活動のなかの一つとは考えない。人間の生のいとなみは社会的なもの、経済的なもの、政治的なもの、純粹に宗教的なものというように、完全に区分することはできないのだ。したがって、多くの不幸な同胞を目の当たりにしながら、自分の魂の救済のために政治を放棄するということは私にはできない。宗教というものは、すべての活動の根っこにあるべきもの、その中心に据えるべきものであると私は考える。ゆえに私は、政治と切り離して宗教にだけ専念す

ることはできないし、宗教と切り離した政治をおこなうこともできない、と。」

すなわち、ガンディーにとって宗教は諸々の現実生活と一体不可分なものであって、それはひとり人間の内面的私事のみにかかわるものではなく、人間の諸活動の源泉として人間社会の万般を潤すものであったのである。

こうした彼の宗教観は、大乘仏教の在り方と符合するものといえるが、これはまた、政治と宗教のかかわり方についての、大きな示唆を与えるものである。

6 丸山眞男教授のデモクラシー観

もうひとつ別の観点から見ておく。

日本における政治学の第一人者のひとりである丸山眞男教授は次のように述べている。

「政治行動というものの考え方を、なにか普通人の手のとどかない雲の上の特殊なサークルで、風変わりな人間によって行われる仕事と考えるので、または私たちの平凡な日常生活を断念してまったく別の世界にとびこむことのないように考えないで、私たちのごく平凡な毎日毎日

の仕事のなかにほんの一部であつても持続的に座を占める仕事として、ごく平凡な小さな社会的義務の履行の一部として考える習慣——それがどんな壮大なイデオロギー、どんな形式的に整備された制度にもまして、デモクラシーの本当の基礎です。ギリシアの都市国家の直接民主政の伝統といったものは、あるいは私たちの国に欠けているかもしれません。しかし私たちの思想的伝統には『在家仏教』という立派な考え方があります。これを

翻案すればそのまま、非職業的政治家の政治活動という考え方になります。政治行動というのは政治の世界に『出家』しなければできないものではありません。もし政治

活動を政治家や議員のように直接政治を目的とする人間、あるいは政党のように直接政治を目的とする団体だけに限ったら、その瞬間からデモクラシーというのは死んでしまいます。ちょうど宗教が坊さんだけの事柄ということだけになったら、宗教の生命力が失われるのと同じです。デモクラシーの発展ということは、この観点から見ますならば、つまりそれは職業的政治家によって構成されている特殊の世界、俗にいわれている政界によ

って政治が独占されている状態から、それがだんだん解放されてきた過程であります。ということは、デモクラシーというのは一つのパドックスを含んでいるということです。つまり本来政治を職業としない、また政治を目的としない人間の政治活動によってこそデモクラシーはつねに生き生きとした生命を与えられるということがあります⁽⁸⁾。

つまり、宗教団体を初めとする政治と異なった次元(学問・芸術・教育等々)での価値基準をもとにした自主的結社が政治活動に参加することが、デモクラシーの活性化・正常化の条件であるということであろう⁽⁹⁾。

7 小括——宗教団体の政治活動は「信教の自由」の内容

以上いろいろの角度から述べてきたが、信教の自由の内容として、宗教をもった者が政治に参加すること(参政権を行使することはもとより、議員になり政治活動を行うことも含め)は何ら問題がないばかりか、大いに好ましいことであるといえよう。

また、そういう人達が集まり、政治団体や政党を作り、政治活動を行うことも、積極的に認められることである。

さらには、宗教団体が政治活動を行うことも何ら問題のないことである。なぜならば、個人の集合体が団体であり、現代社会において、政治の場に個人の意思を反映するきわめて有効な手効のひとつは、団体による意思表示であると考えられるからである。

ところで、このような考え方に對し、政教分離の原則から、宗教団体の政治活動は禁止されるというような議論がなされることがある。その理論的根拠として、憲法二〇条一項にいう「政治上の権力」の行使の禁止が引き合いに出される。そこで、次にこの問題について検討してみたい。

三 「政教分離」と宗教団体の政治活動

1 「政教分離」の原則とは

憲法でいう「政教分離」の原則とは、「信教の自由」を守るための国家の仕組みないし制度である。国家権力が宗教的権威と結びついたとき、さまざまな弊害が発生

する。すなわち、権力は独裁化し、他宗教に対する弾圧、

国民の人権侵害を招来する一方、宗教は形骸化し、腐敗する。古くはヨーロッパにおけるキリスト教（カトリック教会）と国家権力の癒着の歴史、近くは日本における国家神道の歴史が、このことを如実に物語っている。このような苦い歴史の反省のうえに立って、信教の自由の保障とともに、政教分離原則が確立されてきた。

その内容は、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味する。⁽¹⁰⁾すなわち、国家や政府は、特定の宗教はもとより宗教一般に対しても、利益を与えたり、逆に不利益な差別をしてはならない、ということである。また、国家が布教などの宗教活動を行ってはならないことも当然である。日本国憲法ではその二〇条で、具体的には次の三つが規定されている。

i 国が宗教団体に特権を与えることの禁止（二項後段）

ii 宗教団体が政治上の権力を行使することの禁止

（同）

iii 国およびその機関が宗教教育その他の宗教的活動

をすることの禁止（三項）

2 宗教団体の政治活動について

宗教団体が政治活動を行うことは、結論的に言うならば、何ら政教分離の原則に反することなく、自由に行つてよいということになる。

これに對し、政教分離とは、国家の非宗教性ないし国家の宗教的中立性のみならず、宗教の非政治性ないしは宗教の政治的中立性までも規定したものであるとの立場から、本条項は、宗教団体が政治活動を行うことをも禁止したものである、との考え方をする学者が一部にいる。たとえば、故田上稷治教授は、同条項を「宗教団体が政党を組織しその他積極的な政治活動によって政治に強い影響力を与えることを禁止したものと考ええる」としている。⁽¹²⁾

この考え方にはさまざまな誤りや問題点があるが、差し当たり次の三点を指摘しておく。

まず、そもそも政教分離原則とは、前述のように、国家の非宗教性・宗教的中立性を要請する憲法上の原則を

いう。国家が国教を樹立したり、特定の宗教に特権的地

位を与えるなど、国家と宗教とが結び付くときは、他の宗教や無宗教者に対する迫害を引き起こし、個々人の信教の自由に対する圧迫となる。そのため、信教の自由の保障を完全なものにするためには、右のような国家と宗教の結び付きを禁止する必要がある。このような要請から考えられた制度ないし国家の仕組みが政教分離原則なのである。その眼目は、あくまで「国家の宗教的中立性」という点にあり、「宗教の政治的中立性」を要求するものではない。すなわち、政教分離とはあくまでも、「国家」の、「宗教」ないし「宗教団体」とのかかわり方、すなわち、国家の側が宗教の側にどのようにかわるかという問題なのである。政教分離原則の中に「宗教の政治的中立性」が含まれることを前提にした議論は、出発点において根本的な誤りを犯しているのである。

次に、憲法二〇条一項でいう、「政治上の権力」の意味についての解釈を誤っている。この文言の解釈は、国または地方公共団体に独占されている統治的権力（立法権、課税権、裁判権、公務員の任免権などがこれにあたる）を

いうとするのが憲法上の通説⁽¹⁾となっている。

憲法が規制する対象は基本的には国家等権力を行使する側であり、私人ではない。したがって、この条項も国家等に対して、その有する「政治上の権力」を「宗教団体」に行使させてはならないと読むべきである。そうすると、この「政治上の権力」について「政治活動」などと解釈する余地はなくなってしまう、通説のように解釈するのが適切といえるのである。また、政教分離の原則が確立されるに至った歴史的沿革からみても、本条項の制定に際しての国会の審議録⁽¹³⁾などに照らしあわせてみても、通説が正しいということになる。

この解釈に従えば、宗教団体が統治権を行使することは禁止されるが、宗教団体が政治活動を行うことに関しては何ら規制していないことになる。

第三に、そして最も重要なことであるが、この見解によれば、信仰を持つ者の政治的自由が著しく制限され、かえって信教の自由、そして、ひいては民主主義そのものを危うくするものになりかねないということである。

信教の自由の二内容として、宗教上の結社の自由があ

ることは前述した。憲法においては、これとは別に二二条において、表現の自由の一環として「結社の自由」が規定されている。これは国民が、一定の目的のために集まって、組織をつくったり団体を結成してもよいということである。

そして、ひとたび団体が結成されたならば、その団体はその団体の考えに従って、公共の福祉に反しない限り、自由な活動を行ってよいということまで保障されている。その一環に政治活動の自由が含まれることに異論はない。なぜならば、結社の自由を含む表現の自由は、自由な討論を前提とする民主主義の生命線ともいえるからである。

大衆がみずからの意見を政治に反映させ、主体的に政治に参加するためには、集団行動あるいは団体による行動が極めて大きな役割を果たしている。そして事実、どんな団体でも、何らかの形で政治的活動を行っている。

このことは、たとえそれが主たる目的ではないような団体でも同様である。このように、国民主権の下においては国民全員が政治に参加することが保障されなければならない。

らない。

このような国民にとって重要な権利を、宗教を持つているという理由によって否定しようとすることは、憲法二〇条に真つ向から反し許されない。田上教授の見解をとるならば、一定の宗教を信ずる者は、政治の場から締め出される可能性を含むことになる。これは明らかに民主主義とは矛盾するものであるといわざるをえない。

のみならず、宗教を持つているというだけの理由で政治活動の場において差別しようとするならば、信条等により政治的差別をすること等を禁止した「法の下の平等」(第一四条)を侵すことにさへなる。また、宗教を信じていることを理由に不利益な取り扱いをしてはならない、ということをも保障している信教の自由それ自体にも反することになる。

したがって、この見解によると、民主主義の保障から出発しながら、かえって民主主義の空洞化を招くことになり、信教の自由を貫徹せんとしてかえって信教の自由を害することになる、といわざるをえない。

また、政教分離原則は、信教の自由を護るためのもの

である。にもかかわらず、政教分離を理由にして、信教の自由を侵害する結果になるような見解は、本末転倒もはなはだしいといえる。

以上により、政教分離を理由にして、宗教団体の政治的活動が禁止されたいとする主張が誤りであることは明らかである。

特定の政党や候補者を支持・支援し、選挙活動を行うことは、当然に政治活動の一環である。したがって、宗教団体が政治活動の一環として、そのようなことを行っても、何ら政教分離原則に反するものではない。

このようなことは、憲法制定の経過⁽¹⁴⁾やその後の昭和四十五(一九七〇)年の政府答弁等⁽¹⁵⁾においても確認されているところである(本講演後ではあるが、平成六(一九九四)年十月十二日の衆議院予算委員会における冬柴鐵三議員の質問に対する政府答弁においても、再度確認されている⁽¹⁶⁾)。

3 政権政党になった場合

以上に述べたような考え方は、宗教団体が支持・支援する政党が国会内の一派にとどまっている場合でも、

政権政党になった場合でも、基本的には同じであるといえる。

そもそも政党とは政権獲得を目指す存在であり、国会の会派としての活動はできても政権をとることはできないとなると、政党の存在意義に明らかに矛盾することになる。

もし宗教団体が支持・支援する政党は政権を目指してはいけなとか、宗教団体が支持・支援する政党は政権についてはいけないなどということになれば、これは、宗教団体の政党支持活動の自由を保障した趣旨に反することになる。なぜならば、宗教団体は政党の存在意義を持たないような、いわば不完全な政党しか支持・支援できないということになり、ここでも宗教団体であるがゆえに、政治的に不利益に扱われることになるからである。

また、当該政党は、選挙という最も民主的なルールによって政権を獲得したのであり、それがたまたま宗教団体の支持・支援を受けていたという理由で政権保持が許されないということになると、宗教ということを理由にして民意の反映を否定することになり、民主主義の観点

からも是認できないことになる。

宗教団体が支持・支援する政党が政権をとったからといって、それはあくまでも当該政党が内閣を構成し、内閣として行政権を行使しているに過ぎず、宗教団体に行政権等の統治権を委譲したことにならないのは当然である。

この点に関しても、昭和四十五（一九七〇）年の政府答弁で、そのような状態が生ずることそれ自体は、「憲法に抵触するものとは解されない」との見解が示されている（なお、前記冬柴實問に対する政府答弁においてこの点も確認されている）。

4 アメリカにおける宗教団体の政治活動

時折アメリカにおける宗教法人に対する税制の問題を引き合いに出し、宗教団体の政治活動が禁止ないし制限されるかのような議論をする論者がいる。

しかしながら、アメリカにおいても宗教団体が政治活動を行うことが禁止されているというようなことはない。

アメリカにおいては、宗教団体を含む非営利法人につ

いては、免税制度がとられており、内国歳入法典によれば、宗教団体の活動の「実質的部分」(substantial part)が、「法律制定に影響を及ぼすための宣伝活動若しくはそれを試みようとする」と、または公職への候補者のための政治運動への参加若しくは介入することにある場合（同法典（五〇一（c）（3））には、当該宗教団体に免税資格を認めないか、既に免税資格が認められているときには取消される可能性がでるということはある。しかし、そうであるからといって、宗教団体が政治活動を行ってはならないということにはならない。むしろ、政治活動を行うということが、当然の前提となつていえる。

アメリカにおける憲法学の第一人者であるローレンス・トライブ教授も、アメリカ合衆国憲法修正一条の国教樹立禁止条項（政教分離条項にあたる）について、結論として「教会と国家の壁は、直接的にであれ、間接的にであれ、宗教を政治から締め出すべきではない」と指摘している。

なお、免税資格の得喪についても、活動の「実質的部分」とあることから明らかとなり、付随的、非本質的部分で法典所定のような政治活動をやっていたからといって免税資格がなくなるということはない。現実にアメリカにおいても政治に強い影響力を及ぼしている宗教団体は多く存在するが、この条項の発動によって免税特権を喪失した例はほとんど無い。

5 税制論議の問題点

この点に関連し、宗教法人の税制にからむ批判について、簡単に触れておく。

日本において、宗教法人は、公益法人等として、収益事業から生じた所得以外の所得（信者からの寄付金など）について法人税は課せられない（法人税法七条）他、もっぱら宗教本来の用に供する境内建物・境内地（礼拝所などの宗教施設）についての不動産取得税、固定資産税・都市計画税、登録免許税などについては非課税とされる等、税制上の優遇措置が講じられている。それは主として、宗教法人の公益性（宗教法人は、宗教という公益性の

面で社会の役立っているのだから、他の公益法人と同じように非課税でよい）、政教分離原則（税を課すとなると、当局（国家権力）がそれだけ宗教団体のなかに立ち入って、活動の内容を調査しなければならなくなり、信教の自由、政教分離原則を侵す危険性が出てくるので、宗教団体は非課税が好ましい）等から理由づけられている。

この点につき、宗教法人の活動の内容をチェックしたうえで、政治活動を少しでもやっていたら、そのような宗教法人に対しては右のような優遇措置を与えるべきでないとする議論をする論者がいる。⁽²²⁾しかしこれは、誤りであるばかりか、極めて危険な考え方といわざるをえない。

まずこの論は、アメリカなどにおける「免税制」（宗教法人毎に個別に検討して免税にするか否かを定める制度）を前提にした議論であるが、日本では宗教法人について法人税等は一切に非課税とする「非課税制」を採用している。したがって、そもそも法制度の違う日本では、このような論は直ちには当てはまらない。

次に、それはさておくとして、宗教法人が、宗教活動

以外に、政治活動をはじめ社会的な諸活動を行ってほならないなどということは全くない。これは既に詳論したことから明らかである。

また、そのような活動を行ったからといって、宗教法人としての要件が失われるものでもない。もちろん、宗教法人であるから、その「主たる活動」は宗教活動でなければならぬが（宗教法人法二条、「従たる活動」として政治活動その他の活動を行うことは、なんら差し支えないのである（同法六条参照）。そして、宗教活動とその他の活動のどちらが主であり、どちらが従であるかは、ある特定の時点のみをとらえて判断すべきではなく、その宗教法人の継続的な活動全般との対比において判断すべきものである。したがって仮りに、一般論として、ある宗教法人がある選挙に際し、集中的に選挙活動を行ったからといって、そのことのみをもって直ちに宗教法人法二条に規定する宗教団体の目的を逸脱したものと断定することはできない（同旨昭和四五（一九九四）年四月二八日政府答弁参照）。

更に付言するならば、論者の見解によれば、宗教法人

の活動のうち、宗教活動とそうではない活動を判別するためには、国家が宗教法人に介入しその活動をチェックしなければならぬ。その前提として、国家による「宗教活動」なるものの判定も行わなければならない。しかしこのようなことが、国家による宗教統制につながる危険性があることは、誰の目にも明らかである。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

6 小括——「政教分離原則」は宗教団体の政治

活動を禁止していない

以上に述べたことから、宗教団体が、政党や候補者の支持・支援活動を含む政治活動を行うことは、何ら「政教分離原則」に反するものではないこと、そして、宗教団体が支持する政党や候補者が、政権を獲得したり閣僚になったとしても、同様に問題はないということが明らかになった。

四 「四月会」の問題点

最近「四月会」と称する団体が策動している。「四月会」が純粹に私的団体であり、その下にある宗教団体が政治

にももの申して行こうというなら、特に目くじらを立てることはない。しかしこの「四月会」なるものの実態は、そのようなものとは全く違い、「信教の自由」を脅かし、「政教分離」という憲法原則を犯す危険性をもった、極めて問題の多い団体である。

そこでまず、「四月会」とはいかなる団体なのかを見ておきたい。

1 「四月会」の実態⁽²⁵⁾

「四月会」は平成六（一九九四）年六月二十三日結成され、正式名称は「信教の精神性の尊厳と自由を確立する各界懇話会」という。呼びかけ人は亀井静香現運輸大臣であるが、同氏は自民党の「憲法二十条を考える会」の代表でもあった（現在は、同氏が運輸大臣になった関係上、自民党の白川勝彦議員が代表となっている）。「四月会」の代表幹事は俵孝太郎氏で、構成は、霊友会・立正佼成会・神道政治連明等の宗教団体関係者、内藤国夫氏・北野弘久氏らの反創価学会ライター、学者、評論家等が名を連ねている。

まず第一に指摘しなければならないのは、この団体の目的が、特定の宗教団体、すなわち、創価学会を弾圧しようとするところにあるという点である。それは、この会に集まったメンバーの顔振れ、設立総会における出席者の発言等から明らかである。例えば、亀井氏は次のように言っている。「(創価学会を)この際、粉砕しなければ、日本の未来はない」と。その他の出席者も異口同音の氣勢をあげていた。

その第二の問題点は——そしてこれが決定的問題点なのであるが——、「四月会」が政治権力を背景とした団体である、という点である。

そもそも、この「四月会」は、自民党の反創価学会の議員の集団である「憲法二十条を考える会」の呼びかけがきっかけとなつてできたものである。中でもその代表であつた亀井氏の宗教団体に対する働きかけは、凄まじいものがあつたようである。「四月会」は、「憲法二十条を考える会」の別動隊といつても過言ではない。

そして結成に際しては、自民・河野、社会・村山、さきがけ・武村などの各政党の党首が来賓として勢揃い

し、創価学会攻撃について、連帯のあいさつまでしている。

しかも、今や彼らは、実際に政権を担当しているのである。そして、「四月会」の事実上の創設者ともいふべき亀井氏も運輸大臣という立場で、政権の一翼を担っている。更に亀井氏は閣僚の一員として、「武村正義・蔵相に学会の税務問題を。宗教法人としての適確性を与謝野馨・文相に。大石寺との闘争には警察、法務省に協力を仰ぐ」などと発言し、⁽²⁶⁾創価学会に対する権力の介入を画策している。

ここに「四月会」の本質——権力を使って創価学会を弾圧しようという露骨な意図——がはっきり表れているといえる。

このように、政権与党にあつて現実に権力を行使する政治家をバックにして、一宗教団体に圧力を加えようとしたり、介入しようとするところこそが、「信教の自由」の侵害につながることであり、「政教分離原則」の厳しく禁ずるところなのである。

2 「四月会」の創価学会批判に見る反人権性

次に、彼らが主張し、論じている内容について見ても、極めて重大な人権抑圧的傾向をもっている。

彼らの創価学会への攻撃の柱となつてゐる論点は、次の二点である。すなわち、①自ら他の宗教より優れていると主張する創価学会は独善的・排他的体質をもつてゐる、②創価学会が公明党を応援するのは政教一致であり、政教分離原則に違反している、というのである。

②の点が誤りであり、これが宗教団体の信教の自由等を制限ないし抑圧する主張であることは、既に詳しく述べたとおりなので、再論は省略する。

ここでは①の点について見てみたい。この言い分は、あたかも創価学会が「宗教的信条」を持つことを否定するかのようない分である。

しかしながら、宗教が宗教である以上、自らの教義の優越性を主張するのはむしろ当然のことである。「我々の宗教は他より劣っているけれども、よければ信仰してみませんか」などと言つて布教する宗教など、およそ考へられない。

この点について、元国際宗教社会学会会長のブライアン・ウィルソン氏(オックスフォード大学名誉教授)は次のように指摘している。

「ヨーロッパ人にとって、これは全く奇妙な批判と言わざるを得ません。そもそも信教の自由の自由が確立された英国、オランダなどの国々においても、キリスト教の宗教的伝統は、教義において他宗教に対し徹底的に非妥協的であり、その意味において著しく排他的でありました。キリスト教においては、さまざまな教派は、自分たちが他より優れた信仰をもつてゐるとするだけでなく、他の信仰をもつ人々を説き伏せようと努力するのが宗教上の義務である、と主張してゐました。しかし、こうした根深い排他主義は宗教の自由な発展に何ら障害にはならなかつたのであります」⁽²⁷⁾

信教の自由の本質は、各々の宗教が自由に自己主張をしあい、その信念をおつけあつていくところにある。そこにこそ宗教間の切磋琢磨が生まれ、それが宗教界の眞の活性化につながる。まさに、宗教者が宗教的信条を表明し、布教する自由こそが宗教の生命線なのである。自

らの信仰を優れていることを主張する宗教団体を指して、独善的・排他的と決めつけ非難することは、このような信教の自由の意義を全く理解しないばかりか、信教の自由の否定につながる、時代錯誤の蛮論である。

以上から明らかなように、「四月会」の言い分はいずれも、行き着くところ人権抑圧の論理であるといえる。

3 俵氏、白川氏の発言に見る危険な兆候

このことに関連して、俵代表幹事は「四月会」設立総会において、「他に対して寛容でない宗教のあり方は、少なくとも山野にまします無数の神々を伝統とする日本の社会や政治に持ち込まれてはならない」と発言している。⁽²⁸⁾ この考え方は、信教の自由の何たるかを全く理解していないというだけでなく、自分の間尺に合わない宗教は日本の社会から排斥するという、極めて危険な思想であるといえる。権力を背景にしているだけに、その危険度は更に増す。

周知のとおり、日本は戦前「山野にまします無数の神々」と天皇信仰を巧みに結び付けた「神社信仰」を国

民に押し付け、それに従わない者は「安寧秩序」を妨げるとか、「臣民の義務」に背く等とされ、弾圧の対象となっていた。すなわち国家の嫌悪する宗教が、権力によって排斥されたのである。俵氏の考え方は、まさにこのような戦前の思想と同根であるといえる。

もう一つ、見逃すことのできない発言がある。平成六（一九九四）年九月二十六日に大阪で行われた「四月会」の公開シンポジウムにおいて、亀井氏にかわって「憲法二十条を考える会」の代表として参加した白川勝彦議員（自民党）は、次のように述べている。「あいづらが悪いこと、政教一致をやるのは仕方がない。じゃあ我々も負けるかという風に思っただけでいい」と皆さんも考えて欲しいし、自民党はそれでいきます」と。⁽²⁹⁾

相手が悪いことをやるなら、自分たちも負けずに悪いことをやろうという発想自体、いささかその見識を疑わざるをえないが、そもそも相手は悪いことなどしていない。そして自分たちがやろうとしていることは本当に悪いことなのである。

つまり、白川氏のいう「あいづら」すなわち創価学会

は、信教の自由として許されている政治活動を行っているに過ぎない。それをことさら「政教一致」と騒ぎ立て、それならば自分たちも「政教一致」でいいという。その「政教一致」は権力と宗教団体が結託する真正正銘のそれなのである。まさに奇弁による扇動の典型をここに見る思いがする。

4 小括——信教の自由を破壊する「四月会」

以上から、憲法上何の問題もない一宗教団体の活動を囂しく取り上げて難癖をつけ、国家権力を背景にその宗教団体に圧力をかけようとする「四月会」は、「信教の自由」を破壊し、「政教分離原則」に真っ向から反する、極めて危険な存在であることが明らかである。

むすびにかえて

今回の一連の動きは、戦前の宗教弾圧を彷彿とさせる。明治憲法においても、信教の自由は一応保障されていた。しかし、神社神道が事実上の国教となり、それと相いれない宗教は禁圧され、国民の信教の自由は全く無視

されたのである。その論理として用いられたのが、俵氏のような考え方なのである。そして、それが一段とひどくなったのは、昭和十四（一九三九）年、太平洋戦争突入の直前である。この年に、政府は「宗教団体法」を制定した。これは宗教団体を統制・支配するための法律であり、この法律の下で、政府は宗教団体の整理・統合を図った。⁽³⁰⁾

一方において、それから間もない昭和十六（一九四一）年に、「治安維持法」を再度改悪し、宗教団体の弾圧をよりやり易くした。すなわち「国体」つまり天皇中心の国家体制を否定したり神宮等の尊厳を冒瀆した者を重く罰することができるようになり、神社神道の考えに沿わない教義を唱えたり、実践しているような宗教団体を、容易に弾圧できるようにした。⁽³¹⁾ 創価教育学会の弾圧も、このような状況下においてなされたのである。

国家のいいなりになる宗教は保護し、煙たい宗教は弾圧する。いわゆる飴と鞭による宗教統制である。多くの宗教団体は、このような弾圧にむしろ手を貸すか、あるいは、対岸の火事と、手をこまねいて見ているだけであ

った。

その結果、精神の自由は奪われ、人権は抑圧され、民主主義が圧殺されてしまった。そして軍国主義政府が独裁化し、あの忌わしい戦争へと突入していったのである。

亀井氏は、靖国神社公式参拝の積極的な推進論者のひとりと聞いている。靖国神社国営化・公式参拝の推進は、国家神道復活を目論む勢力が、戦後一貫して、執拗に継続している運動である。国家神道の復活それ自体が政教分離原則に反するものであり、憲法二〇条の最大の眼目を否定することである。そして、今度は政治権力を利用しての宗教弾圧である。そのような宗教の自由の破壊者ともいべき人が、自分の都合のいい宗教を糾合して自らの権力維持に利用しようとしているのが、今回の構造なのである。

第二次大戦前夜の、あの忌まわしい宗教統制と宗教弾圧を思い起こさずにはいられない。あの大弾圧、それに続く大惨劇も、国策に迎合し、あるいは対岸の火事と無関心を決め込んだ宗教団体や宗教人に、大きな責任があることはいうまでもない。そしてそれは、やがて自分達

の首を絞める結果となったのである。

今その歴史が繰り返されようとしている。このような流れは、初めはごく限られた勢力による小さな流れであっても、それを許しておけば、やがて大きな歴史の濁流になる可能性がある。そしてそうなってからでは遅いのである。小さな流れのうちに断じて阻止しなくてはならない。

「四月会」に集った宗教団体および宗教人の方々に、今こそ、宗教人の見識を示し、本当の宗教の自由のために立ち上がることを強く訴える次第である。

注

- (1) たとえば、芦部信喜「宗教の自由(憲法講義ノート第四九回)」法学教室一四七号五五―五六頁(一九九二年)および五六頁注(1)(2)引用の文献。
- (2) L. A. Weigle, Religious Freedom by Biennial Report of the Federal Council of Churches, 1942, p.32-34. (相沢久「現代国家における宗教と政治」二二―二三頁(勁草書房、一九六六年)。
- (3) 相沢前掲注(2)二三頁―二四頁。
- (4) ドイツ語の Nachrichtersaat の訳。国家社会主義の

九六頁(清水弘文堂、一九六九年) [Christopher Dawson, Religion and the Modern State (Sheed & Ward, 1935)]。

- (7) 森本達雄「ガンディーにみる政治と宗教」創価学会青年部編『政治と宗教を教える』一二八頁(第三文明社、一九九四年)。

- (8) 丸山眞男『増補版現代政治の思想と行動』四五八―四五九頁(未來社、一九六四年)。

- (9) 丸山眞男「開国」(一九五九年)『近代主義』三一―三二頁(筑摩書房、一九六四年)参照。教授は「政治と異なつた次元(宗教・学問・芸術・教育等々)に立つて組織化される自主的結社の伝統が定着しないところでは、……一切の社会集団がレヴァイアサンとしての国家に併呑されやすいような磁場が形成されることとなる」としている。

- (5) たとえば、橋本公巨『日本国憲法(改訂版)』二三五頁(有斐閣、一九八八年)は、「この憲法は、個人たる団体たるを問わず、政治活動の自由を認めている。宗教団体なるが故に政治活動が禁じられるとする解釈は、宗教団体およびその構成員の政治活動の自由をそこなうこととならう。宗教団体も、他の団体と同じように、たとえば、反戦平和その他の政治的目的を掲げて政治活動をしたり、選挙に際し候補者を推薦するなど、政治活動をする自由を有する」とし、宗教団体が政治活動を行うことを積極的に支持している。
- (6) ドーソン/深瀬基寛訳『宗教と近代国家』一九五―一

- (10) 津地鎮祭訴訟の最高裁判決(最高裁昭和五二年七月一三日大法廷判決・民集三一巻四号五三三頁)は、政教分離原則につき、「一般に、政教分離原則とは、……世俗的権力である国家は、これ(宗教や信仰の問題)を公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている」としている(傍点は筆者による)。学説としても、たとえば、芦部信喜「政教分離原則の意味——宗教の自由(3)(憲法講義ノート第五一回)」法学教室一一一―一八三頁(一九九三年)で「政教分離の原則は、

国家の宗教的中立性の原則と言いかえてもよい」として
いるなど、このこと自体についての異論は、後記田上教
授等の一部の考え方（後記注（12）参照）を除いて、ほ
んど無いといえる。

- (11) たとえば、芦部信喜「政教分離原則の内容——信教の
自由（4）（憲法講義ノート第五二回）」法学教室一五二号
一〇六一—一〇七頁（一九九三年）および同頁注（12）記
載の文献。

- (12) 田上稜治「新版日本国憲法原論」一三〇頁（青林書院、
一九八五年）。同「宗教に関する憲法上の原則」『憲法講
座第二巻』一三九—一四〇頁（有斐閣、一九六四年）。

- (13) 清水伸編著『逐条日本国憲法審議録第二巻』四二四頁
（有斐閣、一九六二年）「政治上的の権力」の行使の意
味について、憲法制定の際の国会において、以下のよう
な審議がなされている。

松沢兼人（日本社会党——衆委七・一六）「いかな
る宗教団体も」「政治上の権力を行使してはならない」
と書いてあるのであります。これは外国によくありま
すように、国教と云うような制度を我が国に於ては認
めない。斯う云う趣旨の規定でありまして、寺院や或
は神社関係者が、特定の政党に加わり、政治上の権利
を行使すると云うことは差支えがないと了解するので
ありますが、如何でございますか。

国務大臣 金森徳次郎 宗教団体そのものが政党
に加わると云うことがあり得るかどうかは、遽かに断

言出来ませぬけれども、政党としてその関係者が政治
上の行動をすると云うことを禁止する趣旨ではござい
ませぬ。

松沢兼人 我が国に於きましてはそう云う例はこ
ごいませぬが、例えばカトリック党と云うような党が
出来まして、これが政治上の権力を行使すると云うよ
うな場合は、この規定に該当しないと了解して宣しゅ
うございませぬか。

国務大臣 金森徳次郎 この権力を行使すると云
うのは、政治上の運動をすることを直接に止めた意味
ではないと思います。国から授けられて、正式な意味
に於て政治上の権力を行使してはならぬ。斯う云う風
に思っています。

- (14) 「衆議院議員春日一幸君提出の宗教団体の政治的中立
性の確保等に関する質問に対する答弁書」

昭和四十五（一九七〇）年に、国会において、宗教団
体の政治活動が議論された際も、政府は憲法制定当時の
解釈（前記注（13））を踏襲し、以下のような答弁を行
っている。

「憲法二〇条一項後段の解釈についての上記金森国
務大臣の答弁を引用し」政府としては、現在でもこ
の解釈を変えていない。すなわち、政府としては、憲
法の定める政教分離の原則は、憲法第二十条第一項前
段に規定する信教の自由の保障を實質的なものにする
ため、国その他の公の機関が、国権行使の場面におい

て、宗教に介入し、または関与することを排除する趣
旨であると解しており、それをこえて、宗教団体又は

宗教団体が事実上支配する団体が、政治活動をするこ
とをも排除している趣旨であるとは考えていない。」

- (15) 「第一類第十七号 予算委員会議録第二号 平成六年
十月十二日」三三頁以下。

冬柴鐵三衆議院議員の質問に対し大出峻郎内閣法制局
長官は村山内閣を代表して、憲法二十条一項後段の「い
かなる宗教団体も、……政治上の権力を行使してはなら
ない」との規定の解釈につき憲法を制定するときの第九
十帝國議会における金森国務大臣の答弁（前記注（13））
を踏襲するとの立場を明確にしたうえで、大要次のよう
に答弁している。

「政教分離の原則の趣旨といえますのは、これは宗教団
体が政治活動をするを、それを排除するということ
までを含んでいるものではない」、「憲法二十一条の、い
わゆる表現の自由の一環としての問題としても、そのい
う団体（宗教団体）が政治的な活動することは尊重さ
れるべきである」、「その「政治的な活動の」中にはい
ゆる選挙運動と言われるようなものも含まれておる」
（三四頁）、「費用の支出という面……施設の利用という
面（については）一般論として申し上げれば、先ほど申
し上げた政治的な活動というものが排除されていまいと
いうことの内容として理解される」（三五頁）。

- (16) 「衆議院議員春日一幸君提出宗教団体の政治的中立性

の確保に関する再質問に対する答弁書」

同じく昭和四十五（一九七〇）年、政府は、次のとお
り、宗教団体の推薦・支持に基づく者が公職に就任して
国政を担当することそれ自体は、政教分離原則に反する
ものではないとしている。

「宗教団体が政権を獲得するというのは、宗教団体が、
公職の候補者を推薦し、または支持した結果、これらの
者が公職に就任して国政を担当するにいたることを指す
ものと解されるところ、仮に、このような状態が生じた
としても、当該宗教団体と国政を担当することになった
者とは、法律的には、別個の存在であるばかりでなく、
また、前述のように、当該国政を担当することになった
者が、国権行使の面において、当該宗教団体の教義に基
づく宗教的活動を行う等宗教に介入し、または関与する
ことは、憲法が厳に禁止しているところであるから、前
述（政権獲得）の状態が生じたからといって、直ちに憲
法が定める政教分離の原則にもとる事態が生ずるもの
ではなく、したがって、前述の状態が生ずることそれ自
体が、憲法に抵触するものとは解されないとすれば、前
述の意味における政権をめざす政治的活動が憲法上許さ
れないとされるべきは、その政治的活動の自由
は、……尊重されるべきものと解する。」

- (17) 前掲冬柴質問に対する政府答弁で、この点についての
昭和四十五（一九七〇）年の政府答弁（前記注（16））
を踏襲することを明らかにしている。

(18) たとえば、北野弘久「株式会社・創価学会」に課税せよ」文芸春秋一九九四年二月号二八二頁は、「アメリカでは免税特権が与えられた宗教団体でも」政治活動すれば、免税特権は剥奪されます」として、日本における非課税の宗教団体が政治活動を行うことは禁止しないし制限されるかのような示唆をしている。

(19) 石村耕治「日米の公益法人課税法の構造」一四二—四三頁(成文堂、一九九二年)。同一六一—一六三頁参照。

(20) Lawrence Tribe, American Constitutional Law, p. 1275-1284(2ed. 1988).

(21) 石村前掲注(19)一六三—一七五頁。

(22) たとえば、北野前掲注(18)二八三頁。

(23) アメリカにおいても、宗教団体に対する税法上の政治活動規制措置については、「信教の自由」との関係から、様々な問題点が指摘されている(石村前掲注(19)一六一—一七五頁)。また、税法による公益(慈善)団体一般に対する政治活動の規制措置についても、批判が高まっております。こうした措置については、言論の自由、信教の自由または学問の自由、さらには結社の自由の保証といった視角から再検討されている(石村前掲注(19)一八五—一八七頁)。

(24) ウォルツ事件(Walz v. Tax Commission of the City of New York 397 U.S. 664(1970))参照。

同事件においては、ニューヨーク州法に従って、宗教団体が専ら宗教上の礼拝用に使用していた資産に対する

固定資産税を免除したことが、連邦憲法修正一条の国教樹立禁止条項に違反するかどうか争われた。連邦最高裁は、この免税措置を大要以下の理由で合憲とした。すなわち、免税措置は、教会に対する間接的支出または助成につながり、政府が教会の活動を促進しているといえないこともないが、課税措置を講じること自体も、宗教団体の宗教活動の実態把握のために、税務調査等を通じて政府が当該団体に関与することになる。憲法は、免税措置を講じることにより、必要最小限で宗教に関与する方を選択しているように見えるべきである、というものである。

連邦最高裁は、課税よりも免税のほうが政府の宗教団体に対する関与の度合いが少なく考えたのであるが、そこには国家による宗教活動のチェックに対する警戒感が反映されているものといえる。

(25) 「四月会」の実態については、主として、高木純一「戦前の思想弾圧を彷彿とさせる『四月会』」自由一九九四年一〇月号四二頁以下、大蔵文人「四月会」衣の下に鏡、この怪しげな野合。」潮一九九四年八月号二二七頁以下、山田二郎「四月会」の背後にあるもの」第三文明一九九四年八月号二六頁以下、同「信教の自由」を踏みこじるもの」第三文明一九九四年一月号二六頁以下による。

(26) 大阪新聞一九九四年七月二七日期刊一面。なお、週刊新潮一九九四年七月一四日号五二頁参照。

(27) 聖教新聞一九九四年一月七日四面(世界の識者から

連帯のメッセージ)11・5青年部記念総会に寄せて

(28) 高木前掲注(25)四三頁。

(29) 中外日報一九九四年一〇月一三日号一面。

(30) 井上恵行「改訂宗教法人法の基礎的研究」二三七—二六二頁、特に二三八頁、二四六頁(第一書房、一九七二年)、梅田義彦「日本宗教制度史」四七二—四九一頁、特に四七四頁、四八八頁(百華苑、一九六二年)、文化庁編「明治以降宗教制度百年史」二〇二—二二七頁(原書房、一九八三年)、同志社大学人文科学研究所編「戦時下抵抗の研究」一五一—一六三頁、特に一五八頁(みすず書房、一九六八年)、宗教調査会編「貴族員・衆議院宗教団体案速記録」四頁(文久社出版部、一九三九年)。

(31) 当初の治安維持法(大正十四(一九二五)年制定)一条は「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之レニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」と規定していたが、昭和三(一九二八)年の改悪(一部重罰規定にした)を経て、昭和十六(一九四一)年には七条に「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス」と定め、「国体の変革」のみならず「国体の否定」や「神宮や皇室の尊嚴の冒瀆」までが処罰の対象になった。

象になった。

(32) 創価教育学会の弾圧については、以下の資料を参照。内務省警保局保安課「特高月報」昭和一八(一九四三)年七月分二七—二九頁、同年八月分一三七—一六一頁、同年一〇月分二〇三—二〇四頁、同年二月分一六三—一六五頁、昭和一九(一九四四)年一月分九〇頁、同年二月分一〇三—一〇四頁。

小口偉市・佐木秋夫「創価学会」六六—六九頁(青木書店、第一〇版、一九五九)、村上重良「創価学会」公明党「一〇六—一四頁(青木書店、一九六七年)、笠原一男「転換期の宗教」真宗・天理教・創価学会「二二六—二二七頁(日本放送出版協会、第十一版、一九七一年)、宮田幸一「牧口常三郎の宗教運動」二〇九—二四四頁(第三文明社、一九九三年)、東京大学法華経研究会「日蓮正宗創価学会」二七四—二八〇頁(山喜房仏書林、改定第三版、一九六七年)、上藤和之・大野靖之編「創価学会四十五年史革命の大河」四八—五八頁(聖教新聞社、一九七五年)。

(きりがや あきら・創価大学教授)

(本稿は一九九四年九月二十九日に行われた当研究所主催の公開講演会における講演内容に加筆していただいたものです)